

国からの回答（避難・帰宅等に係る費用について）

Q92. 高速道路の無料措置が終わった場合、高速道路の料金も東電に請求できるのか。

（東京電力）

ガソリン代、高速道路代込みで、弊社で標準交通費をあらかじめ設定している。標準交通費で請求するようお願いしているところ。

東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリース「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」により、5回目以降の本賠償にあたっては、交通費のご請求について、これまでのご請求実績を踏まえ、実費に基づく積算の考え方を基本として、お取扱いを見直しさせていただくことをご案内しております。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

Q93. 東京電力からは簡易方式で、往復で5000円だと言われている。それで足りるわけではないか。

（東京電力）

第3回目の請求から、皆様から請求方式が難しい、分かりづらいという声をいただいて、できるだけ今までご請求いただいた実績に基づいた簡易の方法ということで簡易方式を取り入れている。しかし、簡易に当てはまらないものは従来方式で請求する方法もあり、そのような案内が足りなかったのは申し訳ない。

東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリース「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」により、5回目以降の本賠償にあたっては、交通費のご請求について、これまでのご請求実績を踏まえ、実費に基づく積算の考え方を基本として、お取扱いを見直しさせていただくことをご案内しております。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

Q94. 賠償額から、以前東京電力から頂戴した1世帯100万円、単身70万円は差し引かれるのか。

（東京電力）

避難費用の仮払いとして支払った100万円もしくは70万円の性格は、賠償金の前払いとの性格があるため、これらの額を賠償額から差し引いてお支払いする。

国からの回答（避難・帰宅等に係る費用について）

Q95.ホールボディカウンター検査の検査費用が5000円かった。これは対象となるか。

（東京電力）

個別にご申請いただき、適切に取り扱いたい。

Q96.今のアパートを探すためや支援物資をもらうための交通費、宿泊費が一銭も出ていない。次の場所を探すための交通費は対象にならないのか。精神的損害の賠償の10万円に入っていると言われる。

（東京電力）

移転の際の交通費は対象としていると思うが、探すための費用は、今は対象外となっている。これについては、個別にご事情をお伺いしていきたい。

Q97.家族間の移動が月何回までと決まっているようだが、実際、家族がバラバラに住んでいる。子どものところには親としては何回も行きたい。そういう事に対し、加害者である東京電力から、月何回が限度とか、それ以上は出ません、と言われるのは納得できない。

（東京電力）

バラバラになった家族の元に行きたいというご要望はごもっともである。家族間移動の交通費については一定の基準を持ってお支払をしていることは確かであり、これは多くの皆様にある程度、公平にお支払をさせていただくという理由である。しかしこれも個々のご事情があると思うので、基準を越えるようなものがあれば、個々のご事情をお聞きしながら誠意をもって対応させていただきたい。

Q98.今、埼玉のアパートに住んでいる。アパートの家賃は国が払っているのだろうが、1年刻みになっており、1年の時期が来るたびにまた延長されるのか心配。30年、50年後に双葉に帰りたいと思っているなら、それまで無償で提供してもらえるのか。日本全国どこに住んでも、自分で家に建てられない人には無償で提供してほしい。可能ならば税金もかからなくてほしい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

長期的にどこまでどういった形で、家賃の補助であれば行われるのか、また、家賃の補助に切り替えて、家を国の方で用意するのでそちらにお住まいいただくような形というのを長期的な視点でお示しできないというところをご心配をおかけしているところかと思う。そこについてはしっかりと示していけるように、皆様の生活再建の一つだと考えているので、復興庁とともにしっかりとやっていきたいと思う。中でも賠償でやるべき部分については、家賃の部分の賠償といったこともしっかりと今後の見通し、今後の算定方式といったものをお示しさせていただきたいと思う。

免税の件はご意見として承り、課税当局の方にお話しさせていただく。

東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリース「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」により、包括請求方式の「その他実費等」のうち「家賃にかかる費用相当額」として、避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額について、平成24年6月1日から平成26年3月31日を一括してお支払いさせていただくことを案内しております。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

国からの回答（避難・帰宅等に係る費用について）

Q99. 一時立入や家族間移動についても、まとめて一括払いという初めて聞く話が出てきたが、家族によってまちまちで、こういった形で算出するのか、そもそも10万の中に含まれているのか確認したい。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

一時立入、家族間移動の費用についての費用が精神的損害賠償費用に含まれるのかという質問については別に算定する。まずは定型の算定方式を作って賠償額を計算する方法といったものを考えて、実際、請求を受け付ける前には皆様にご提示できるようにしたい。しかし、個別事情によってその算定額で納まらないという場合もあるので、そういった方々について、どのように対応していくのかも含めて基本となる算定方式と、それについて対応出来ない方々に対する個別評価的な対応も合わせて今、検討しているところ。これもしっかり定まったら、定型の算定方式と合わせてお示しさせていただきたい。

現時点では、双葉町は区域見直がなされていない区域であり、2012年6月から2013年5月までの1年間のその他費用（避難・帰宅等に係る費用）として、一人当たり252,000円が一括で支払われます（6人目以上は、一人当たり19,200円になります）。そのうち、一時立入費用として60,000円（1ヶ月に1回：5,000円／回）、同一世帯内の移動費用として120,000円（1ヶ月に2回：5,000円／回）が支払われます。

Q100. 居住制限区域になったときに、泊まれないけれど、家に帰るということになった場合、加須からの交通費は、毎日行ったら毎日出るのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

避難と帰宅等に係る費用の賠償といったところで考えさせていただいている。毎日入った場合に相当する額が出るかどうかというところは、まだ算定式が定まっていないので分かりかねるが、居住制限区域であれば帰宅困難区域よりも、自由に入れる度合いがあるといったことを加味して、回数的には多く入ることを想定した算定方式を作ろうと考えている。まだ算定式をお示しできない。できたらお示しし、また、個別に毎日入ったりする必要が出てくるような方もいらっしゃると思うので、そういった方の事情も踏まえ、しっかり賠償ができるような形を組んで行きたい。

現時点では、居住制限区域については、2012年6月から2014年5月までの2年間の一時立入費用として、120,000円（1ヶ月に1回：5,000円／回）が支払われます。更に、実費がこれを超える場合には、超過分をお支払いします。